

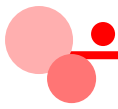
第2期

子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

令和2年3月

北海道沼田町



計画策定にあたって

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法が策定根拠法となります。

すべての子どもとその保護者が本町で安心して子育てができるよう支援するとともに、町民が子育てについて理解を深め、家庭、地域、幼児教育・保育の現場、学校、事業者と行政、関係機関などが相互に協力し、一体となって子ども・子育てを推進するための計画です。

計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、本町における子ども・子育てを取り巻く環境の変化に合わせ、子ども子育て会議等の場で本計画の点検・評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行うことで、本町における乳幼児期の保育・教育と子ども・子育て支援事業の着実な推進をめざします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども・子育て支援事業計画〔第2期〕									
本計画の点検・評価				次期計画の策定	子ども・子育て支援事業計画〔第3期〕				

計画の対象

本計画は、障がい・疾病・虐待・貧困など社会的に支援の必要な子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人・団体などが対象となります。

主となる対象は、妊娠・出産期の親子から、学童期までの子どもと子育て家庭としており、また、子ども・子育て支援法が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を主な内容としています。



計画の基本的な考え方

計画の理念

子ども・子育て支援と次世代育成支援の施策・事業の推進にあたり、第6次総合計画で掲げたまちの将来像「子どもたちが誇りをもてる ふるさと創造 沼田町」の実現とキャリア教育・子育て関連のプロジェクトである「沼田(ここ)で育ってよかった！こども応援プロジェクト」の推進に資するよう、本計画の理念（実現テーマ）を次のように定めます。

基本目標については、第1期の「沼田町 子ども・子育て支援事業計画」を継承しつつ、新規追加事項や終了した事業を整理しました。

実現テーマ

『未来を創る子どもたちを地域ぐるみで愛し、育てよう』
～「沼田^{ここ}で育ってよかった」と思えるまちをめざして～



基本目標と施策目標

基本目標 1

地域における子育ての充実

核家族化の進行や共働き家庭の増加等により子育て環境はめまぐるしく変化しています。このような状況の中、本町では子育てニーズの多様化に対応する保育サービスの充実と地域全体で子育て・子育て支援ができるよう、公的機関・関係機関等との連携を強化し事業を実施します。

施策目標

- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 教育・保育事業の充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり

基本目標 2

母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

子どもの健やかな成長のためには健康への配慮が必要です。本町では子どもたちの健康の維持と増進に配慮し、特に抵抗力の弱い子どもや母体の保護、子育てに対する負担の軽減を行い、すべての親子が心身ともに健やかに成長できるよう事業を実施します。

施策目標

子どもと母親の健康の確保

基本目標 3

心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもは家庭や学校、地域等のあらゆる場において、さまざまな関わりを通じて心豊かに健やかに成長していきます。

本町では次代を担う子どもたちへ家庭教育、就学前教育、学校教育、地域資源を活かした教育環境を提供することのできる体制整備に努めます。また、子どもの思春期における学校保健活動との連携に努めます。

施策目標

- (1) 児童の健全育成
- (2) 思春期保健対策の充実

基本目標4

子育てを支援する生活環境の整備

本町では子どもたちが自由に遊び、活動できる場や快適な子育て環境の整備に努めます。
また、育児不安の要因の一つとして、経済的不安があることから、生活環境における経済的負担の軽減を検討します。

施策目標

安心して子育てしながら暮らせる環境の整備

基本目標5

仕事と家庭との両立の推進

仕事と子育ての両立の実現にむけて、就業者や企業、事業主との連携を図り、子どもを安心して預けられる保育環境の整備が求められています。

本町では、多様な保育ニーズに対応できるよう、通常保育、一時保育、学童保育などの事業を充実させ、仕事と子育ての両立の実現にむけて、就業者や企業、事業主との連携を図り、働きながら子どもたちを安心して育てられる保育環境づくりをめざします。

施策目標

- (1) 仕事と生活の調査実現のための働き方の改革
- (2) 父親育児参加の支援

基本目標6

子どもの安全確保

本町では事故や犯罪の被害から子どもたちを守る活動を地域と連携・協力して推進します。

施策目標

安心して通園・通学・外出できる環境の整備

基本目標7

特に支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進

近年、子どもへの虐待は大きな社会問題であり、年々増加の傾向にあります。

本町においても身体的虐待、ネグレクト等の疑いがある案件が発生しており、関係機関との連携を強化して児童が健やかに暮らせる地域をめざします。

ひとり親世帯については経済的に厳しい状況にある世帯も少なくないことが想定されることから、相談体制の充実や経済支援の充実に努めます。

障がいを持つ子どもたちや発達に不安のある子どもたちがいる家庭が、地域で安心して暮らせるよう、障がいの早期発見、療育の推進に努め、きめ細かいサービスの提供・充実に努めます。

施策目標

- (1) 児童虐待防止対策の推進
- (2) ひとり親家庭の支援（相談支援・経済支援）
- (3) 障がい児童・発達に不安のある児童のいる家庭への相談支援体制の確保



子ども・子育て支援制度に基づく事業計画

児童人口の推計

計画期間中（令和2年度～令和6年度）の将来子ども数の推計は次の通りです。

増減率をみると、0歳及び1歳・2歳については減少となりますが、3歳～5歳は微増、小学生の対象年齢である6歳～11歳は増加するものと見込まれます。

単位：人

年齢区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	R2・R6の増減率
0歳	16	16	14	14	14	-12.5%
1歳	17	18	18	16	16	-5.9%
2歳	20	17	18	18	16	-20.0%
3歳	13	20	17	18	18	38.5%
4歳	21	13	21	16	18	-14.3%
5歳	17	22	14	22	17	0.0%
6歳	14	16	21	13	21	50.0%
7歳	15	14	16	22	14	-6.7%
8歳	14	15	14	16	21	50.0%
9歳	11	14	15	15	16	45.5%
10歳	15	11	14	15	15	0.0%
11歳	21	15	11	14	15	-28.6%
12歳	19	21	15	11	14	-26.3%
13歳	17	19	21	15	11	-35.3%
14歳	22	17	19	21	15	-31.8%
15歳	26	21	16	18	20	-23.1%
16歳	17	26	21	16	18	5.9%
17歳	21	17	27	22	16	-23.8%
1歳・2歳	37	35	36	34	32	-13.5%
3歳～5歳	51	55	52	56	53	3.9%
6歳～11歳	90	85	91	95	102	13.3%
12歳～14歳	58	57	55	47	40	-31.0%
15歳～17歳	64	64	64	56	54	-15.6%
児童合計	316	312	312	302	295	-6.6%
総人口に占める割合	10.5%	10.6%	10.7%	10.6%	10.5%	
総人口	3,006	2,955	2,908	2,860	2,811	-6.5%

子ども・子育て支援事業の推進

事業名	事業の推進方策
教育・保育事業	沼田認定こども園における教育・保育の一体的な提供体制の利点を生かし、保護者の多様なニーズに対応した教育・保育事業の推進を図っていきます。
利用者支援事業	本町では、子ども・子育てに係る情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を「保健福祉課子育て支援推進室」と「沼田町地域子育て支援センター」で対応します。
地域子育て支援拠点事業	今後も内容等の見直しを行いながら、家庭教育・相談支援・交流の場の提供・育児情報の発信に努めていきます。
妊婦健診	本町では、母子健康手帳の交付を受けた妊婦に、母子ともに健康で安心安全なお産を迎えられるよう健康診査費用を全額助成しています。今後も受診勧奨に努めます。
新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	本町は、保健師に助産師が同行し、産後1か月以内を目安に訪問支援しており、今後も継続実施します。また、養育に困難を抱えるケースには、継続支援し、必要に応じて関係機関と連携を図ります。
養育支援訪問事業	新生児訪問事業の結果から、養育が困難なケースには保健師による専門的な助言指導に加え、養育支援ヘルパーによる育児支援等、個別支援計画を策定したうえで個別に継続支援します。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	本町においては、現在実績はなく、量の見込みは行いませんが、養育支援ケースの増加が見込まれることから、今後の体制整備が課題です。
一時預かり	本町では、社会福祉法人 沼田保育園（沼田認定こども園）に業務委託を行い、認定こども園に入園していない就学前までの子どもを預かる「一時預かり事業」を継続して実施します。
延長保育事業	沼田認定こども園では、午前7時30分から午後6時30分（11時間）までの保育を実施しており、延長保育事業は行っていません。延長保育事業は、保育士確保と利用者数の推移を見ながら検討が必要です。
病児病後児保育事業	本町では現在、保育用専門スペースの確保、看護師の常駐などの課題から事業の実施には至っていません。医療連携体制が課題となっていることから、広域実施等を検討します。
ファミリー・サポート・センター事業	本町では、現在登録されている会員はいるものの、事業実績はありませんが、子育て負担の増大や、困難を抱えるケースが増えていることから、令和2年度に大きく見直す予定で、事業の見直しと再構築を図り、改めて事業周知に努めます。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	今後も適切な事業運営に努めるとともに、児童の健全育成事業の拡充を図ります。